

第2回亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会事項書

日時：令和2年1月29日（水）14:30～

場所：亀山市役所本庁舎 3階 理事者控室

1. 委員長あいさつ

2. 新庁舎整備基本計画策定に係る検討内容及び工程等について

3. 報告事項

（1）先進地視察の報告について

（2）市民ワークショップ等の報告について

4. 協議事項

（1）新庁舎整備の基本的な考え方について

（2）行政機能の集約について

（3）新庁舎の機能と性能について

（4）事業計画の検討について

5. その他

亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会 委員名簿

任期：令和元年7月1日から令和4年3月31日まで

選出区分	氏名	経歴	役職
第1号 (学識経験者)	こまつ ひさし 小 松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	委員長
第1号 (学識経験者)	きたむら かおり 北 村 香 織	三重短期大学生生活科学科准教授	
第2号 (公共的団体)	おがわ めいほう 小 河 明 邦	亀山市自治会連合会会長	
第2号 (公共的団体)	すずき としかず 鈴 木 壽 一	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議会長	
第2号 (公共的団体)	こばやし ともこ 小 林 智 子	亀山市民生委員児童委員協議会連合会会長	
第2号 (公共的団体)	いわさ けんじ 岩 佐 憲 治	亀山商工会議所会頭	副委員長
第3号 (公募委員)	みやざき まゆ 宮 崎 麻 由	—	
第3号 (公募委員)	まつもと ひさみ 松 本 久 弥	—	
第3号 (公募委員)	なかじま とおる 中 島 徹	—	
第3号 (公募委員)	かさい まさと 笠 井 真 人	—	
第4号 (その他必要と認める者)	おおた じゅんこ 太 田 淳 子	亀山市教育委員会委員	
第4号 (その他必要と認める者)	むらばやし まもる 村 林 守	亀山市行政改革推進委員会委員長	
第4号 (その他必要と認める者)	ふるかわ よろず 古 川 万	三重県県土整備部次長（住まい政策担当）	

第2回亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会 座席表

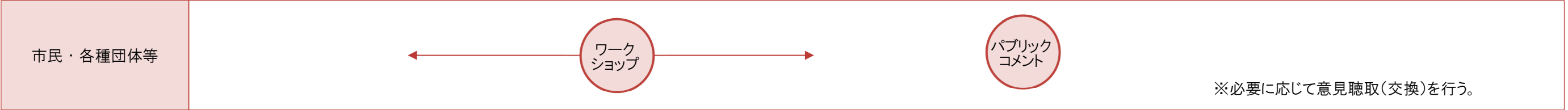
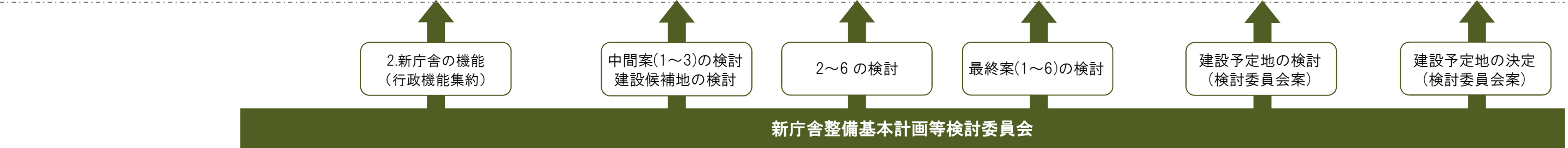
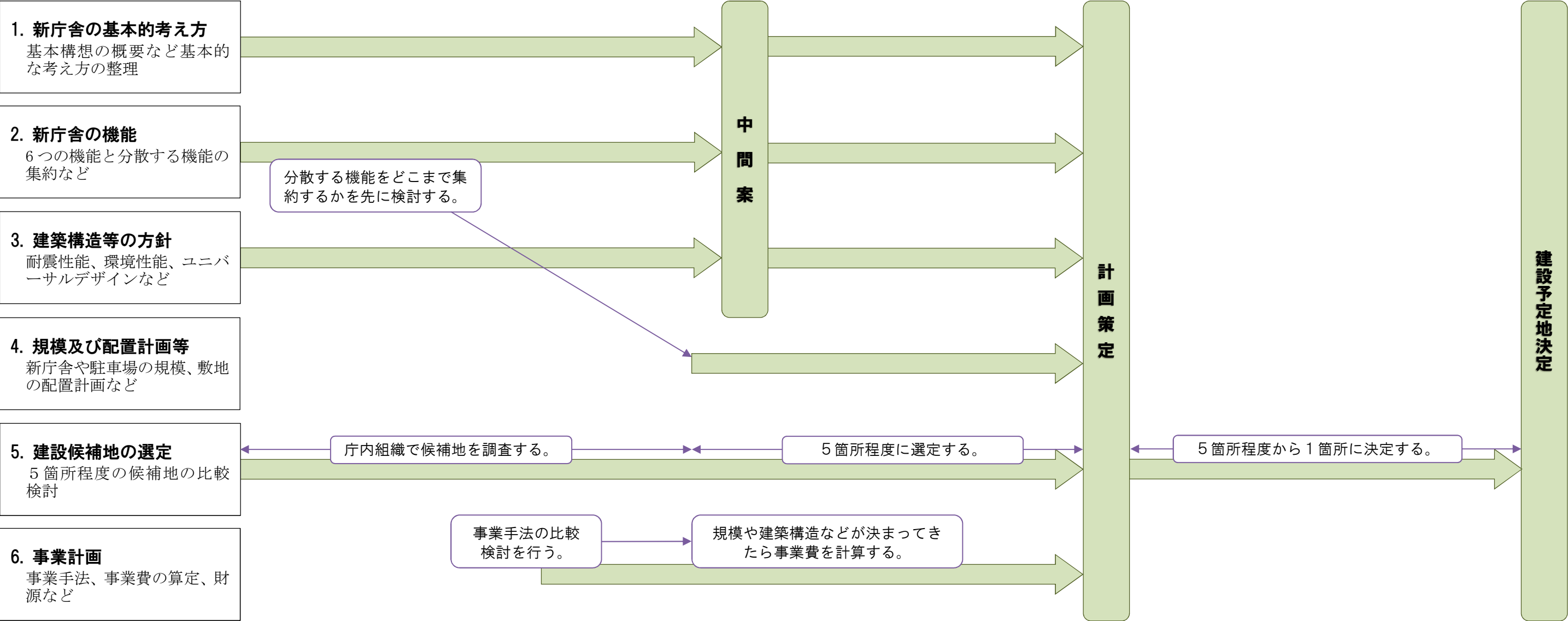
令和2年1月29日(水)

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

	委員長・ 名古屋大学大学院環境学研究科准教授 小松 尚	
亀山市地域まちづくり協 議会連絡会議会長 鈴木 壽一		公募委員 松本 久弥
亀山市民生委員児童委 員協議会連合会会長 小林 智子		公募委員 中島 徹
公募委員 宮崎 麻由		公募委員 笠井 真人
三重県県土整備部次長 (住まい政策担当) 古川 万		亀山市教育委員会委員 太田 淳子

新庁舎整備基本計画策定に係る検討内容及び工程

【検討内容】



新庁舎整備に関する視察報告書

新庁舎整備基本計画の策定に関し必要な事項について検討するにあたり、亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会において、他市町の新庁舎を視察したので、下記のとおり報告する。

【視察目的】

新庁舎の整備方針や導入する機能・性能、候補地選定の考え方、市民等への意見聴取方法など、計画策定の参考とするため、近年開庁した他市町の新庁舎の視察を行う。

【視察先・視察日】

視察先	視察日
いなべ市	令和元年 8 月 30 日（金）
伊賀市	令和元年 10 月 4 日（金）
北方町（岐阜県）	令和元年 10 月 16 日（水）

【3市町の概要】

項目	いなべ市	伊賀市	北方町(岐阜県)
人口	45,640 人	91,349 人	18,465 人
職員数(庁舎内)	360 人	540 人	80 人
新庁舎開庁年月	令和元年 5 月	平成 31 年 1 月	平成 28 年 5 月
敷地面積	36,880.00 m ²	17,104.5 m ²	5,760.36 m ²
建築面積	8,956.53 m ²	3,902.5 m ²	2,690.11 m ²
延床面積	15,479.67 m ²	14,288.7 m ²	5,220.53 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋鉄骨コンクリート造・鉄骨造)	鉄骨造	鉄骨造
	基礎免震構造(行政棟)	基礎免震構造	基礎免震構造
階数	地上 2 階、地下 1 階	地上 5 階	地上 3 階
駐車場	520 台	673 台 職員用 140 台は借地	100 台 職員用は借地
建設費用	89 億円 ※にぎわいの森除く	64 億円 (建設工事 51.4 億円)	19 億円
財源	基金、合併特例債、一般財源	合併特例債(72%)、基金(23%)、一般財源(5%)	地方債(64%)、国庫補助(1%)、一般財源(35%)

※人口は令和元年 10 月 1 日現在

1. いなべ市

(1) 視察日：令和元年 8 月 30 日（金）

(2) 視察者：委員　：岩佐憲治（副委員長）、鈴木壽一、宮崎麻由、松本久弥、笠井真人
事務局：井上和哉（契約管財GL）、小林久晃（同G主任主査）

(3) 視察内容

平成 26 年 3 月に本市の基本構想と基本計画を合わせた形となる「新庁舎整備基本方針」を策定し、その際に建設予定地も決定している。それから令和元年 5 月に新庁舎を開庁しているため、約 5 年で整備を行ったことになる。基本方針については、職員の意見を中心の取りまとめ、その後パブリックコメントにより市民の意見を聴取している。その他の市民の意見聴取としては、地元自治会や地権者への説明会、旧町単位での計画地説明会等を実施している。

いなべ市は、合併時に分庁方式を採用しており、それぞれの旧町役場に行政機能を分散させていた。新庁舎に行政機能を集約するにあたって、各庁舎の在り方を検討した結果、最終的には証明書の発行と書類の受取りのみを行う窓口として存続させることとなった。広く空いた事務所については、現在活用方法を検討している。これまで、本市と同様に決裁や会議など分散によるロスがあったが、集約することで業務の効率性が向上し、特に部署間の連携がスムーズになったことが大きいという。市民にとっても一箇所で手続きが済むということで利便性が向上しており、支所やコンビニでも証明書の交付を受けることができるので、新庁舎への集約による影響はほとんどないということである。集約によって遠くなる場所については、市民要望としてバスルートの変更など、交通弱者への対応を行っている。

基本方針を策定した後、新庁舎を整備していく過程では、いくつか方向性を見直している。一つ目は、にぎわいの森計画の具現化である。行政手続きを行うだけの庁舎では意味がなく、もっと人が集まる庁舎にということで検討を重ねた結果、まちづくりの拠点となる場所としてにぎわいの森エリアの整備を決定している。二つ目は、保健センターの設置である。各庁舎の狭いスペースで健診等を行っていたが、新庁舎の隣に保健センターを建設し一元化している。三つ目は、各庁舎の在り方である。様々な拠点づくりに活用する方向性であったが、前述のとおり総合窓口業務を行う支所としての役割を果たすこととなった。

(4) 施設概要

①防災関係

防災課の隣に可動式のパーテーションで仕切られた災害対策本部となる部屋があり、平常時は庁議室として使用している。



②窓口・サイン

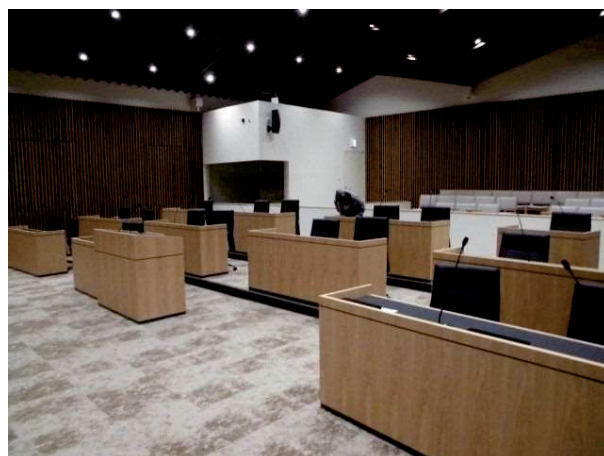
1 階には来庁者の多い戸籍市民、税務、保健福祉、環境部門を配置している。プライバシー保護のため、カウンターは仕切られている。待合や通路の広さも十分である。2 階は天井が高いところもあり、吊り下げ式のサインが設置できず、カウンターに設置している。位置が低いと重なり合って見えづらく、現在では案内板を増やして対応している。



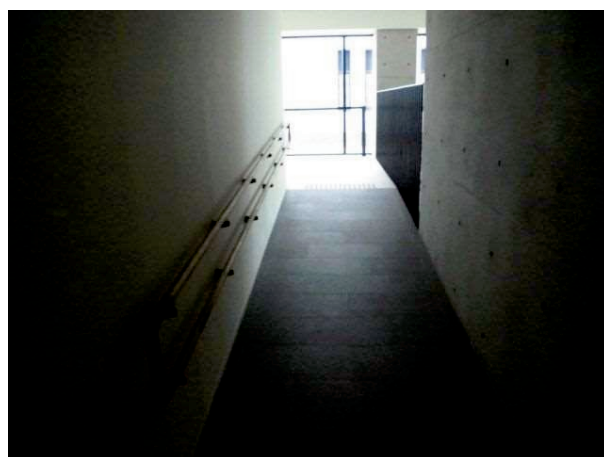
③議会関係

議会棟として別棟になっており、議会関係のみの利用で多目的には利用しない。

議員席と理事者席の1列目がフラットになっている。答弁席はスロープが設置されている。



傍聴席には親子傍聴席（防音）が設置されている。



傍聴席へはスロープでアクセスできるが、手すりが片側のみである。

④書庫

合併時に4町の簿冊管理の方法が違ったため、ファイリングシステムを導入している。地下に大きな書庫があり、十分なスペースを確保している。



⑤ユニバーサルデザイン

点字ブロックについては、車椅子利用者や高齢者にとっては通行しにくく、転倒の危険もあるため、ブロックを総合案内までとし、必要な時は職員が誘導を行う。

【子ども連れ来庁者への配慮】



福祉課の待合スペースには、キッズスペースが設置されている。また、行政棟1階と保健センター1階に授乳室が設置されている。

⑥トイレ

全ての箇所にも多目的トイレが設置されている。



⑦セキュリティ

棟を分けているため、閉庁日はシビックコアのみを開放し、行政棟や議会棟には市民が出入りできないようになっている。職員はカード認証により出入りを行う。

⑧空調

防災課以外は集中式空調であり、管財担当で入切や温度などを管理している。2階は床吹出し空調となっている。



⑨駐車場

正面に来客用として 120 台、裏側に公用車用と道路を挟んで職員用が合わせて 400 台の計 520 台を確保している。開庁当時は混雑したが、現在は落ち着いている。土日のにぎわいの森への来客が多いが、職員用駐車場で対応できる。

⑩食事スペース

シビックコア 1 階に食堂があり、行政棟地下に弁当等を食べる休憩スペースがある。



⑪喫煙所

設計当時は庁舎内に設けていたが、健康増進法の改正を見越して変更した。現在は、敷地内全面禁煙となっている。

2. 伊賀市

(1) 視察日：令和元年 10 月 4 日（金）

(2) 視察者：委員：小松 尚（委員長）、小河明邦、鈴木壽一、小林智子、宮崎麻由、
松本久弥、笠井真人、太田淳子

事務局：田中直樹（財務課長）、井上和哉（契約管財GL）、小林久晃（同G主任主査）

(3) 視察内容

伊賀市は、伊賀市庁舎整備計画を策定するにあたり、中間案で市民意見交換会を 10 地区で 11 回開催し、最終案でパブリックコメントを実施して意見聴取を行っている。職員からの意見聴取は行っていない。また、立地方針変更（移転）により 50%の投票率には達しなかったものの住民投票が行われたという経緯がある。

新庁舎の延床面積については 14,288 m²であり、延床面積としてはほとんど変わっていない。ただし、建設費を 51 億（1 m²当たり 36 万円）と抑えており、延床面積ではなくコスト縮減で公共施設等総合管理計画との整合を図っている。

そのコスト縮減については、鉄骨構造の採用や市長室、議場を含む内装グレードの見直し、太陽光発電の不採用など、ライフサイクルコストを意識して決めている。特に、2 階以上の天井高を低くすることで、建設コストを抑える工夫をしている。その際、執務室については天井ボードを取りやめ、天井ボードのある廊下等については仕切りのない広い空間とすることで、圧迫感を感じさせないようになっている。また、ゼネコン各社の繁忙状況の情報収集を行い、手持ち工事量が低水準で、競争原理が働く時期に工事発注を行っている。ただ、実際使用してみると「大会議室の定員 80 人が小さかった」「更衣室のロッカー上下 2 段式は使い勝手が悪い」「食堂を 104 人席分としたことで、窓口以外の職員は自席で昼食をとる」など、不便なところも出てきているとのことであった。

防災機能については、免震構造を採用し、自家発電発電や水の備蓄は 72 時間分としている。食堂は有事の際に災害対策本部として使用するという一方で、図面を広げやすいようテーブルを大きくしてある。食堂の席数が 104 人分となったのも災害対策本部と兼用するためであるが、緊急時にしか使用しない部屋の有効活用の仕方も十分検討する必要がある。

最後に、庁舎を移転したことによる新庁舎へのアクセスであるが、移転時の市民要望であったバス停の設置をしたことで、開庁後には特に混乱はないということであった。

(4) 施設概要

①防災関係、食事スペース

総合危機管理課の隣に災害対策本部となる部屋があり、平常時は休憩室として使用している。

席数は職員 540 人に対して 104 席で、主に 1 階、2 階の窓口業務にあたる職員が使用する。それ以外の職員は自席で食事をする。



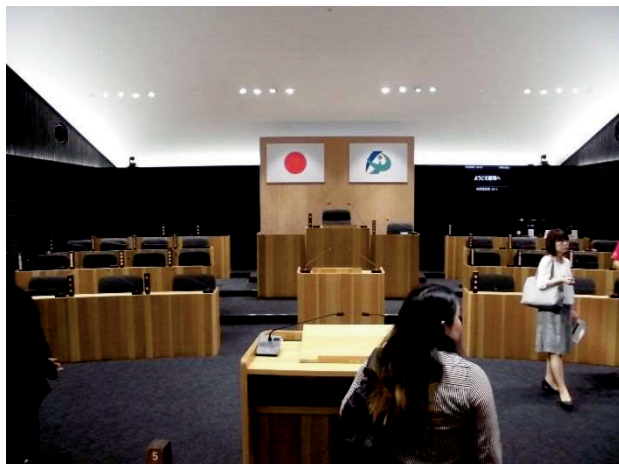
②窓口・サイン

1階に戸籍住民、保険年金、高齢者・障がい者福祉を、2階に税務、子ども未来、医療福祉、市民生活を配置し、1階と2階をエスカレーターで行き来できるようにしている。待合や通路の広さも十分である。サインは白黒基調で統一されており、トイレのサインは手裏剣の形になっている。



③議会関係

議会関係のみの利用で多目的には利用しない。白黒基調であるが、最上階で自然採光もあるので明るい。理事者側の1列目、答弁席がフラットになっている。



議員全員協議会室



議場出入口スロープ

④書庫

建設コスト削減のため、旧庁舎の書庫の床面積の7割程度に抑えてある。3割は廃棄または使わなくなった公共施設を使用して保管している。

⑤ユニバーサルデザイン

点字ブロックについては、車椅子利用者や高齢者にとっては通行しにくく、転倒の危険もあるため、ブロックを総合案内までとし、必要な時は職員（コンシェルジュ）が誘導を行う。

⑥トイレ

各階に2か所ずつトイレが設置されている。



⑦セキュリティ

時間外については、時間外受付があり、宿日直業務を委託している業者に出入りの確認をさせている。

⑧空調

集中式空調であり、管財担当で入切や温度などを管理している。

⑨駐車場

来庁者等 163 台、職員用 430 台、公用車 80 台の計 673 台分を確保している。そのうち 140 台は将来的に人口減少に伴う職員の減少も考慮し、借地としている。



⑩喫煙所

建物内禁煙とし、屋外に1か所の喫煙ブースを設けている。

3. 北方町（岐阜県）

（１）視察日：令和元年 10 月 16 日（水）

（２）視察者：委員：小松 尚（委員長）、鈴木壽一、小林智子、松本久弥、中島 徹、笠井真人、
太田淳子、古川 万

事務局：田中直樹（財務課長）、井上和哉（契約管財GL）、小林久晃（同G主任主査）

（３）視察内容

北方町は、平成 22 年度に耐震補強工事を実施したが、防災拠点機能の観点から新庁舎建設の検討に入り、平成 24 年 12 月に係長級職員で基本構想を策定した。翌年 8 月には幹部職員が議会と協議しながら基本計画を策定した。町民への意見聴取については、基本計画の最終案でパブリックコメントを実施したほか、住民懇談会や他計画と一緒にアンケートを行うなど、様々な機会を利用している。また、プロポーザルの選考段階で意見を募り、設計段階でも時期を 2 回に分けて約 800 人から意見を聴いている。

庁舎の建設地については、事業が中止となった県営住宅建設予定地の一部を県から購入した場所であり、旧庁舎からも近い場所となっている。浸水想定区域外ではあるが、嵩上げを行っている。

市庁舎はまちの玄関であり、玄関が明るくなったことで、まち全体が明るくなったと町民からも評価を得ているという。特に、基本計画でも「住民協働の拠点」を基本方針の一つに掲げており、1 階には「つどいの広場」「いこいの広場」「まなびの広場」の 3 つのスペースを設けて町民に開放していることで、人が自然と集まってくる庁舎となっている。

一方で、明るくて開放的である反面、執務スペースが十分でないという課題がある。狭隘というよりは今がジャストサイズであり、庁外にある機能の集約や組織変更に対応できない。人口減少やAIなどの普及によりスマート自治体への転換が図られていくことが予想され、今後の職員数の推移を考えていくと、執務スペースも含めた庁舎全体の規模も十分検討していく必要がある。

（４）施設概要

①防災関係

町長室・副町長室、防災安全課と同じ 2 階に災害対策本部となる部屋があり、平常時は大会議室として使用している。



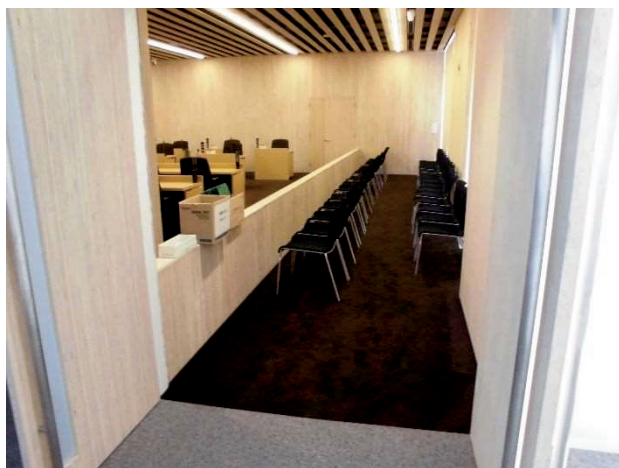
②窓口・サイン

1 階に戸籍住民、保険年金、健康福祉、税務、教育委員会を配置し、転入転出から転校手続きなどワンフロアで全ての手続きができるようになっている。待合や通路の広さも十分である。サインは色分けされており、一目で識別できる。



③議会関係

議場は、演壇を中心に議長席、理事者席、議員席、傍聴席が向かい合うように配置されている。現在は、議会関係のみの利用であるが、全面フラットで机や椅子を収納できるため、多目的利用もできる。



議場と廊下が完全にフラットであるため、傍聴席へもスロープを使わずに出入りできる。

④書庫

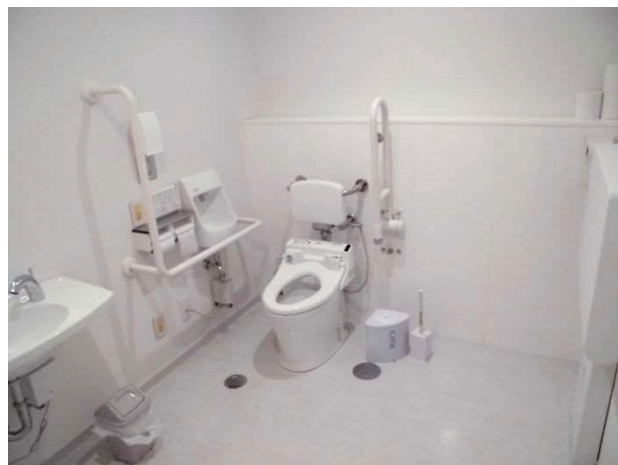
旧庁舎の書庫と同程度の床面積を確保している。また、1階には耐火書庫を設置している。

⑤ユニバーサルデザイン

点字ブロックについては、車椅子利用者や高齢者にとっては通行しにくく、転倒の危険もあるため、ブロックを総合案内までとし、必要な時は職員が誘導を行う。

⑥トイレ

多目的トイレも各階に設置されている。



⑦セキュリティ

時間外については、時間外受付にて職員が対応している。夜間・休日出入口から先はシャッターにより閉鎖し、職員しか入れないようになっている。

⑧空調

集中式空調で出力を落として稼働している。夏は涼しいが、冬は寒いという。

⑨駐車場

敷地内に来庁者用に約 100 台と公用車分を確保している。職員用は借地で、月 1,000 円の使用料を徴収している。

⑩食事スペース

弁当等を食べる休憩スペースがある。執務室では食事をすることができない。奥のスペースは畳が敷かれており、災害時等に仮眠ができる。壁を斜めにしてスペースを広くしている。



⑪喫煙所

1 階と 3 階の 2 か所に設置していたが、令和元年 7 月より敷地内禁煙としている。

⑫市民交流スペース



つどいの広場



いこいの広場

まなびの広場

土岐市新庁舎の概要について

(1) 土岐市の概要

項目	土岐市
人口	58,099 人
職員数(庁舎内)	330 人
新庁舎開庁年月	平成 31 年 3 月
敷地面積	14,181.00 m ²
建築面積	4,274.62 m ²
延床面積	9,703.89 m ²
構造	鉄筋コンクリート造
	耐震構造
階数	地上 3 階
駐車場	535 台 来客用 170 台、公用車 60 台、職員用 305 台
建設費用	51 億円
財源	基金、市債、補助金

※人口は令和元年 10 月 1 日現在

(2) 施設の概要

①防災関係

市長室・副市長室、防災を担当する総務課と同じ 3 階に災害対策本部となる部屋があり、平常時は会議室として使用している。通常、防災担当課を部屋の隣に配置するが、土岐市は隣に土木課を配置しているのが特徴的である。

前にはスクリーンとテレビが 2 台設置されており、テレビは 1 台につき 4 画面、2 台で 8 画面の情報を映し出すことができる。



②窓口・サイン

1階に戸籍住民、保険年金、健康福祉、税務、生活環境を配置している。

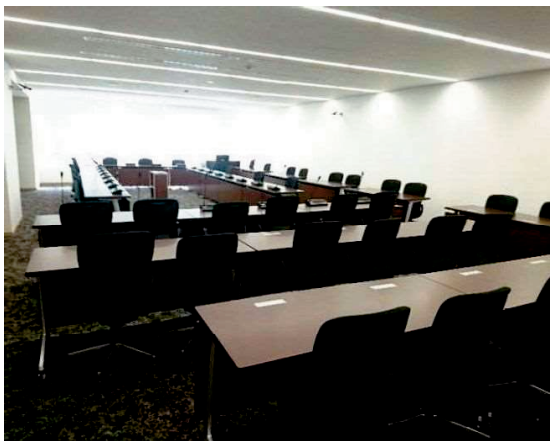
庁内が木質化されているので、玄関を入ると温かい雰囲気に包まれる。サインは天井に設置されているが、組織変更に合わせて移動できるようになっている。カウンターにはプライバシー保護のための仕切りがあり、通し番号がつけられており、分かりやすい。



③議会関係



議場は、理事者席がフラットで机や椅子も収納できるため、講演会などに利用できる。奥側はガラス張りになっており、カーテンとすりガラスになっている引き戸によって照度が調整できるようになっている。



委員会室



正副委員長室

④書庫



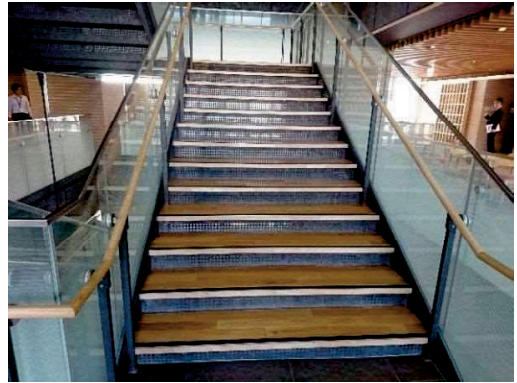
屋根裏部分を利用して書庫としている。書類は、簿冊ではなくファイリングによりボリュームを減らしている。

部屋は、耐火構造となっている。

⑤ユニバーサルデザイン

点字ブロックについては、車椅子利用者や高齢者にとっては通行しにくく、転倒の危険もあるため、ブロックを総合案内までとし、必要な時は職員が誘導を行う。

階段は一段ごとのステップが低く、両側に手すりも設置されており、誰もが使いやすい仕様となっている。授乳室は、1階に2か所設置されている。



⑥トイレ

多目的トイレも各階に設置されている。子育て支援課が設置されている1階にはこどもトイレが2か所に設置されている。



⑦セキュリティ



執務室や書庫へはカード認証により、職員しか入室できないようになっている。

時間外については時間外受付にて対応し、交流スペース以外はシャッターの代わりに格子戸により閉鎖する。

⑧空調

集中式空調であるが、部屋ごとに調整できる。吹き出し口は天井と床にある。ガスと電気の併用で、停電時は自家用発電機で稼働することができる。



⑨駐車場

535 台。内訳は、来客用 170 台、公用車 60 台で、職員用は、庁舎敷地や敷地廻りに 305 台を確保している。



旧庁舎を解体し、現在外構工事を行っている。来客用駐車場のイメージは左のパースのとおり。

⑩食事スペース

食事ができる休憩室がある。職員数に対して部屋は小さいが、執務室には来庁者から見えない業務サポートゾーンがあり、そこで食事することもできる。

休憩室には男女別にパウダールームが設置されている。



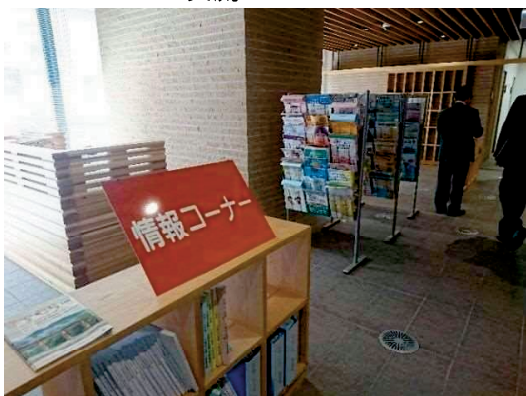
⑪市民交流スペース



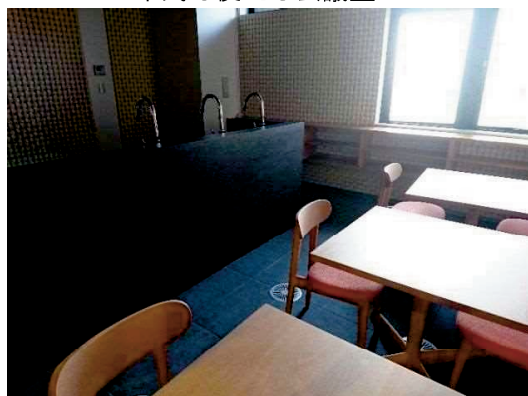
交流スペース



市民も使える会議室



情報コーナー



キッチン（将来的にはカフェに）

土岐市新庁舎のご案内

TOKI CITY HALL



土岐市・株式会社 東畑建築事務所

土岐市の庁舎が新たに生まれ変わります



北側から望む新庁舎全景

「低層3階建の庁舎」

- ・東西に流れる景観軸に沿い、土岐の街に馴染む低層3階建ての伸びやかな形態の庁舎としています
- ・背後の山並みの稜線を切らない山に抱かれた風景と水平ラインと奥行きのある深い陰影のある構成としています

「葦屋根*1の庁舎」

- ・簡素で穏やかな葦の屋根のある庁舎として、土岐市の文化を表現しています
- ・土岐市にゆかりのある焼きものの素材を用いた、地域の英智・技術を結集した庁舎です

「土岐フォーラムを囲む開かれた庁舎」

- ・祝祭空間、防災広場、駐車場として機能する多目的広場「土岐フォーラム」を設けます
- ・「土岐フォーラム」を囲み、市民、行政、議会が一体になれる開かれた庁舎です

「文化プラザを活かした交流庁舎」

- ・新庁舎と文化プラザを屋根のある回廊で結び、一体的に利用できます
- ・一体的利用による新庁舎の機能向上と市民の交流の場、活動の場となる庁舎とします

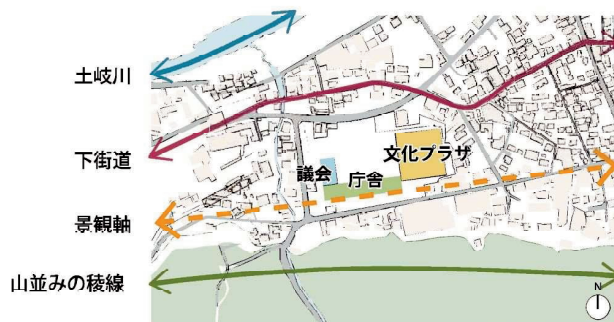
「永きにわたり親しまれる庁舎」

- ・庁舎の機能が担うべき役割が時代とともに変わっていくことを柔軟に受け止められる庁舎とします
- ・行政サービスの向上だけでなく、永きにわたって日常生活の一部として浸透していく多様な場をつくります

*1：瓦葺の切妻屋根

	新庁舎	付属建屋	文化プラザ	合計
建築面積(m ²)	4,274.62	1,191.69	4,620.93	10,087.24
延床面積(m ²)	9,703.89	781.84	8,333.90	18,819.63
構造	RC造 (一部S造, PRC造)	S造	RC造	
階数	3F	平屋(一部2F)	4F(B1F)	

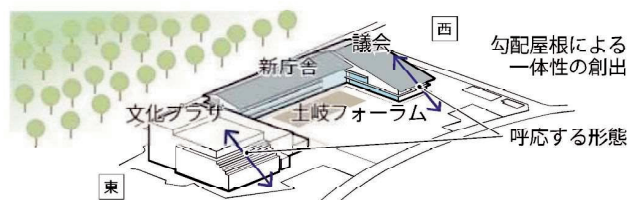
【施設概要】



【東西に流れる地域の景観軸】



【南北方向の庁舎ボリュームイメージ】



【土岐フォーラムを囲む施設構成イメージ】



【下街道の陰影のある可並み】



【土岐川に沿って広がる葦の風景】



【敷地南側の山並みの稜線】

今年度（3月）の各課配置のご案内

来年度4月に機構改革があります。開庁から3月末までは、以下に示す各課配置で業務を行います。4月以降からは、次ページに示す各課配置で業務を進めていきます。



3F



2F



1F

来年度（4月以降）の各課配置のご案内

4月以降からは、以下に示す各課配置で業務を進めていきます。



コラボレーションプログラムの基本計画への反映

ワークショップでの意見	ワークショップでの意見の整理
将来のまちの姿 (第1回・ワーク①)	・観光地の魅力を発信し、現在の里山の宝（自然・歴史等）、地域の祭り、伝統行事を継承する ・若い人が住みたくなり、子供・高齢者・外国人にやさしく、世代間交流が活発でにぎわいがあり、ゆとりのあるまちづくりを進める ・商業施設や大型ショッピングセンター、プロスポーツチーム、大学、リニア新幹線駅を誘致し、雇用の充実、U I J ターンによって活性化を図る ・公共交通機関が利用しやすく、自家用車がなくても生活できる利便性の高いまちとする ・亀山駅近傍において新庁舎整備するなど、都市機能の集約を図る ・無理のない財政運営に加えて、人口増加によって財政力の向上を図る
新庁舎の姿 (第1回・ワーク②)	・災害に強い土地・地盤に立地し、建築物として強く、地域の避難場所や防災拠点、亀山の安全の象徴 ・ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮され、市民や来訪者のすべての人にやさしい ・動線が効率的で、窓口機能が充実しワンフロアで手続きが完結し、駐車場が広く、使いやすい ・交流スペースや相談窓口があり、市民や来訪者が気軽に立ち寄り、集うことができる ・豊かな土地を活かした低層建築物で、自然や景観に調和するとともに、デザイン性が高い ・コストの抑制、エネルギーの自給（災害時を含む）、A I の活用によって経済的でスマート ・駅、商業施設、飲食店、スポーツ施設、文化会館、学校、公園などの機能を有した複合施設 ・亀山の歴史・文化・魅力を学び・知るとともに情報発信し、まちづくりの機運を醸成する
新庁舎でできるとよいこと (第2回・ワーク①)	・幅広い世代が集い、施設やサービスの利用やイベントの参加を通じて、市民交流や地域交流を図る ・市民が自ら学習し、市民活動や専門家の支援を通じて、得意分野や生きがいを見つける ・会議室や議場などの多目的利用や市民開放によって、市民の財産を賢くスマートに使う ・心が和むB G M ・アロマ、ミニコンサート、健康体操、緑豊かな空間によって癒やしを提供する ・喫茶・食事、みやげ物を販売・提供し、情報発信するとともに災害時（炊き出し）にも備える ・既存施設（あいあい等）の有効活用や役割分担により切れ目ないサービスを提供する ・民間事業者やボランティア等専門性を有する人、民間ノウハウを活用する ・自治会の活用、市民参加を推進すると同時に、コーディネーターや次世代の人材を育成する
新庁舎に相応しいデザイン・環境整備 (第2回・ワーク②)	・明るくて、あたたかみがあり、バリアフリーに配慮され、開かれた庁舎 ・ゆったりし、地元の木材等を使用して和みと癒やしを与える庁舎 ・解体を見据えた設計、エネルギーの利用等によるライフサイクルコストの抑制とお金の透明化 ・アクセスがし易い（亀山駅の近く、公共交通機関の利用）、中心部における整備 ・市民の関わり方を議論し、話し合いやコーディネート の場を確保する ・市民が関われることで、亀山市への思いが強くなる ・設計・建設・運営の各業務において、市民の意見・提案を採用するとともに、市民からの審査・評価を受け、行政と市民が協働で庁舎整備と市民サービスを提供する（プロセスの透明化）
市民交流が深まる庁舎 (第3回・ワーク①②)	・放課後に遊ぶ・話す、同年代の親・子どもの交流、電車・塾までの時間調整、伝統行事や芸能等の継承による市民交流 →必要な空間：ゆっくりでき、座れて、話せて、飲食できる開放的なスペース、キッズスペース、学習スペース、広い広場、商店、公共交通機関の拠点、駐車場 ・ロビーコンサート、地域物産のマルシェ等による市民交流、市会議員との交流 →必要な空間：オープンスペース（ステージがある）、公共交通機関の拠点、駐車場 ・U I J ターンの拠点、個別の相談空間（役所の機能）、自治会活動の場、行政へ提案の場、地域との両方向通信 →必要な空間：P C や情報を調べる・発信する設備、シェアオフィス、公共交通機関の拠点 ・学習・スポーツの拠点 →必要な空間：大学・短大・専門学校、ドローンの飛行場

基本計画の該当・反映箇所		
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	1．基本理念と基本方針	(1) 基本理念 (2) 基本方針
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	1．基本理念と基本方針	(1) 基本理念 (2) 基本方針
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	1．基本理念と基本方針	(1) 基本理念 (2) 基本方針
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	3．新庁舎の整備方針	(2) 安心へつながる庁舎
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	3．新庁舎の整備方針	(2) 安心へつながる庁舎
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	1．基本理念と基本方針	
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	3．新庁舎の整備方針	(2) 安心へつながる庁舎
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	1．防災拠点機能	(1) 拠点施設
Ⅲ－2．新庁舎が備える性能	1．安全性	
Ⅲ－2．新庁舎が備える性能	4．快適性	
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	2．市民サービス機能	
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	(1) 交流機能
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	3．新庁舎の整備方針	(1) 市民に開かれた庁舎
Ⅲ－2．新庁舎が備える性能	3．環境性	(3) 周辺環境への配慮
Ⅲ－2．新庁舎が備える性能	2．経済性, 3．環境性	5．利便性
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	3．新庁舎の整備方針	(2) 安心へつながる庁舎
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	(2) 情報発信機能
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	(1) 交流機能
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	3．議会機能	(1) 市民に開かれた議場等
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	(1) 交流機能
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．利便性	
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	2．行政機能の集約	
Ⅵ．事業計画の検討(予定)	1．事業手法	
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	(1) 交流機能
Ⅲ－2．新庁舎が備える性能	4．快適性	
Ⅲ－2．新庁舎が備える性能	3．環境性	(2) 省エネルギー技術の導入、環境負荷の低減
Ⅲ－2．新庁舎が備える性能	2．経済性	(1) ライフサイクルコストの低減
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	3．新庁舎の整備方針	(2) 安心へつながる庁舎
Ⅵ．事業計画の検討(予定)	1．事業手法	
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	1．基本理念と基本方針	(1) 基本理念 (2) 基本方針
Ⅵ．事業計画の検討(予定)	1．事業手法	
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	
Ⅲ－2．新庁舎が備える性能	4．快適性	
Ⅲ－2．新庁舎が備える性能	5．利便性	
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	3．議会機能	(1) 市民に開かれた議場等
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	
Ⅲ－1．新庁舎が果たす機能	5．市民交流機能	

グループインタビューでの意見	
インタビューの内容	グループインタビューでの意見の整理
新庁舎で 重視すべきこと	・ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮され、市民や来訪者のすべての人にやさしい
	・施設（ハード）とサービス（ソフト）の両面において親しみやすく、市民や来訪者が気軽に行くことができる
	・明るく、あたたかみのある空間、畳を使う
	・駐車場・駐輪場、ロビー、廊下、待合スペース、窓口にゆとりがあり、施設全体に開放感がある
	・執務室、打合せスペース、収納スペースが確保され、執務空間が機能的かつ効率的で、働きやすい
	・憩い、学習、交流ができる、利便施設やフリースペースがある
新庁舎の建設場所	・公共交通機関の便が良く、市民や来訪者がアクセスしやすい場所
	・豊かな土地を活かして、広く、駐車場・駐輪場が確保できる場所
	・加太・井田川からも、市民全体がアクセスしやすい場所
	・亀山の自然・歴史・文化と連携・調和し、亀山の顔となる場所

基本計画の該当・反映箇所		
Ⅲ－２．新庁舎が備える性能	４．快適性	
Ⅲ－２．新庁舎が備える性能	４．快適性	
Ⅲ－２．新庁舎が備える性能	４．快適性	
Ⅲ－１．新庁舎が果たす機能	２．市民サービス機能	
Ⅲ－１．新庁舎が果たす機能	４．執務機能	
Ⅲ－１．新庁舎が果たす機能	５．市民交流機能	
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	３．新庁舎の整備方針	（２）安心へつながる庁舎
Ⅳ．新庁舎の建設候補地（予定）		
Ⅳ．新庁舎の建設候補地（予定）		
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	３．新庁舎の整備方針	（２）安心へつながる庁舎
Ⅳ．新庁舎の建設候補地（予定）		
Ⅱ．新庁舎整備の基本的な考え方	１．基本理念と基本方針	（１）基本理念（２）基本方針
Ⅳ．新庁舎の建設候補地（予定）		

第2回 亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会

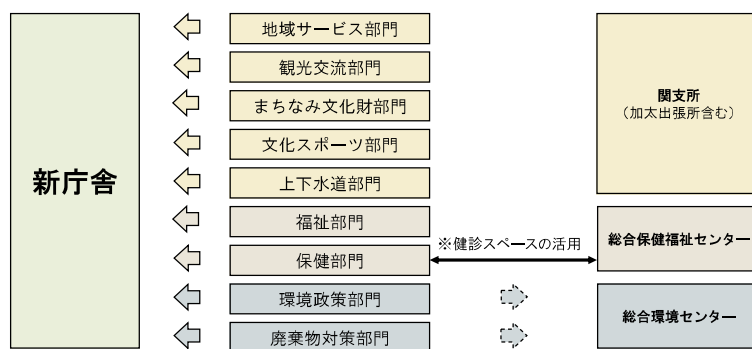
行政機能の集約について

1

基本的な考え方

分散している行政機能を全て新庁舎へ集約

- 関支所庁舎の各部門は全て新庁舎へ
- 総合保健福祉センターの行政機能は新庁舎へ
 - 社会福祉協議会は現行どおり
- 総合環境センターの事務部門は原則として新庁舎へ



※廃棄物の広域処理も含めた今後の検討結果による

2

これまで

▶ 新庁舎建設基本構想での考え方

- 全ての行政機能を新庁舎に集約することを基本に検討を行う。

【検討の視点】

- 市民の利便性
- 業務の効率性
- 維持管理経費等の将来費用など

▶ 公共施設等総合管理計画での考え方

- 分散化する行政機能の集約化も含めた多機能型の施設を整備する。

3

検討において重視したこと

▶ 将来、市庁舎・行政のあり方が大きく変わること

- 人口の減少、高齢化
- 多様化・複雑化していく市民ニーズ
- 適正な職員数
- 権限移譲による業務量の増加
- 働き方改革、行政事務の効率化
 - A I 技術等を活用した業務の効率化、スマート自治体への転換

▶ 次世代の将来負担の抑制を図ること

- 今後の本市の税収や社会保障費の見込み
- 複数施設による維持管理経費の重複の抑制など

4

関支所庁舎

5



集約化すると関支所庁舎でサービスを受けている市民にとって不便になりませんか？

事務局

▶ 今後、来庁しての窓口利用が減るものと予測します。

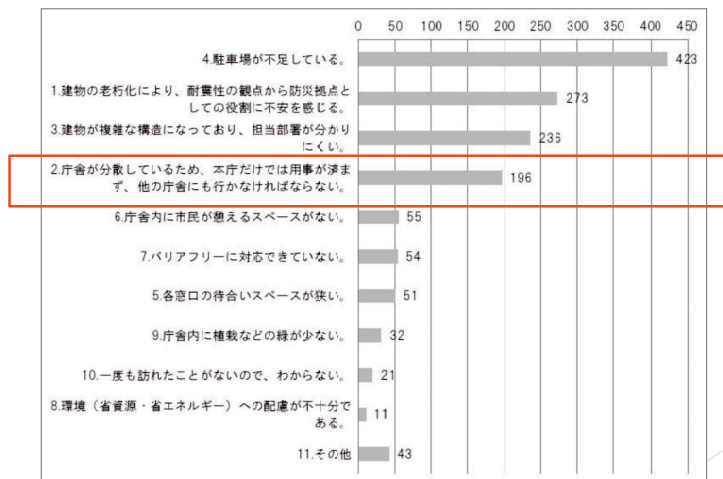
- 特に証明書交付の大幅な減少を見込んでいます。
- 証明書のコンビニ交付予定（令和2年2月）
- スマート化等で、自宅や外出先で行政サービスを受けられる可能性が高まっています。

▶ 市民の約3割が、今の庁舎の分散に不便を感じています。

参考：市民アンケートの結果

「庁舎の分散により、本庁だけでは用事が済まない」

- 628人中196人で、31.2%の方が不便と感じていると回答



7



ICT技術等の活用で、庁舎が分散していても効率的に業務はできませんか？例えば観光協会の近くに事務所がある方が対応しやすいと思います。

事務局

▶ 現在

- 関支所庁舎には観光交流グループ、まちなみ文化財グループがあります。
- いずれも関宿の他、亀山市全域を対象に事業に取り組んでいます。

▶ 集約による利点

- 職員間のコミュニケーションもとりやすくなり、多くの点で効率的・スピーディになると考えます。
- 庁内の他部署との連携がしやすくなります。



新庁舎への集約すると必要延床面積が増えるのでコスト増になりませんか？

事務局

▶ 長期にわたるコスト負担を試算しました

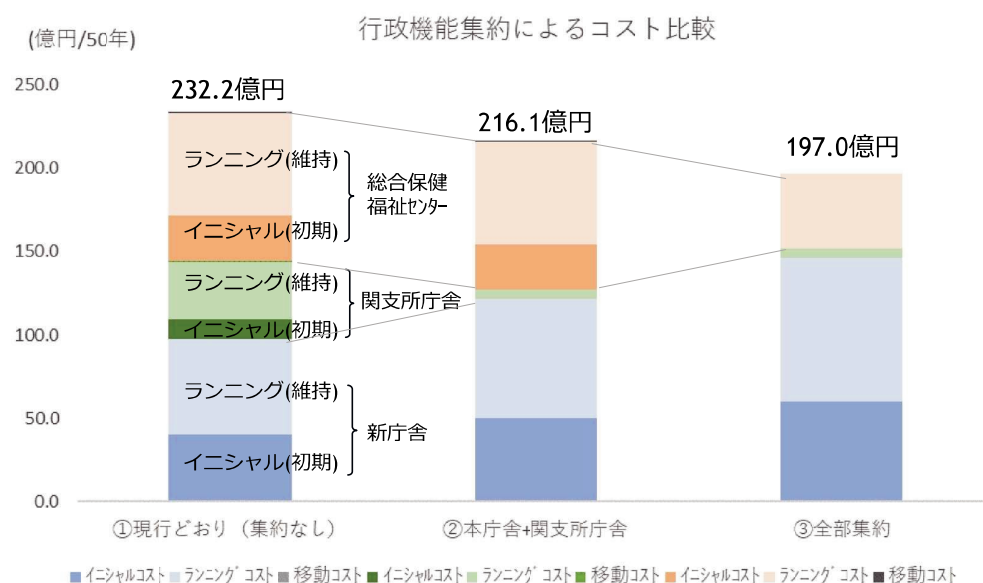
- 初期投資額は集約した方が大きくなりますが、維持費等を含めると、複数建物を所有する方が費用負担が大きくなります。

- 新庁舎へ集約 < 複数庁舎を保有した場合

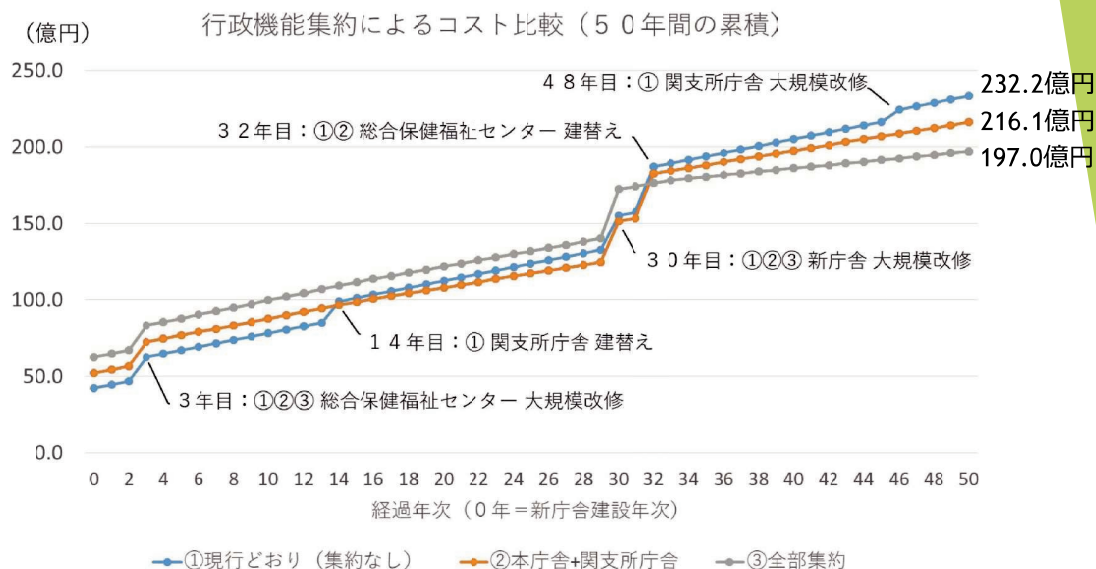
▶ 関支所庁舎も建替時期を迎えます

- 関支所庁舎は1983(昭和58)年に建設されています
- 2043年(新庁舎開庁後約15年) には築60年となり、更新(建替)時期を迎えます。

9



10



11



災害時に本庁舎が損傷を受けるかもしれません。
庁舎を分散した方が良いと思います。

事務局

▶ 耐震性を有する新庁舎に集約した方がリスク回避でも有利と考えます。

- 築60年以上経過した現庁舎の場合
 - 各庁舎で必要な業務が継続できる分散は有効
- 耐震性を有する新庁舎
 - 集約する方がリスク回避の点で有効

▶ 本庁舎罹災時の災害対策本部

- 亀山市消防本部庁舎を2番目の設置場所と定めています。

12



上下水道部（上水道課・下水道課）は、どんな課題がありますか？

事務局

- ▶ 市民にとって上下水道関係の手続き（料金収受等）だけが別となっています。
 - 引っ越し等の手続きが1箇所できません。
- ▶ 他部署(特に産業建設部)との連携がしにくいです。
- ▶ 上水道課では監視体制に課題があります。
 - 事務所と中央監視制御装置とが別になっています。
 - 中央監視制御装置の設置場所
 - 第2水源地（旧亀山市水道庁舎）
 - 関第2水源地（旧関町水道庁舎）

13



上下水道部はどうしていくべきでしょうか？

事務局

- ▶ 新庁舎への集約が適切と考えます。
 - 市民サービスが向上します。
 - 上下水道関係の手続きが1箇所でできます。
 - 他部署(特に産業建設部)との連携がスムーズになります。
 - 上水道課では効率的な監視体制が実現されます。
 - 施設と中央監視制御装置が老朽化しており、更新時期を迎えるので、新庁舎に事務所と装置を設置することが効率的です。

14

総合保健福祉センター

15

基本的な考え方

- ▶ 行政機能(健康福祉部)を新庁舎へ集約します。
- ▶ これまでどおり、総合保健福祉センターと医療センターと連携によって「医療・福祉拠点」とします。
 - 相談窓口などは総合保健福祉センターに置きます。
 - 健診などは総合保健福祉センターで実施します（職員が出向いて対応）。
- ▶ 総合保健福祉センターのスペースの利活用によって、新庁舎のコスト削減に反映させます。
 - 例えば健診は多くの市民利用があるため、広いスペースが必要です。
 - センターで引き続き実施して新庁舎に、そうしたスペースを用意しないことでコスト削減につなげます。

16



今の総合保健福祉センターでの課題は何ですか？

事務局

▶ 業務効率が悪くなっています。

- 保健福祉部門と他部門とコミュニケーションが取りづらく、スムーズな連携ができていません。
- 移動口スによる業務効率が悪い。
- 移動等の燃料費や人件費などのコストを上げています。

▶ 事務所スペースが手狭になっています。

- 開設時からスタッフが増えました（100人超）。
- 市民ニーズや福祉を取り巻く課題も多様化しています。

17

パターン別での検討

社会福祉協議会を含めた全部集約	福祉部門のみの集約	行政機能を集約、総合保健福祉センターに社協
新庁舎 総合保健福祉センター	新庁舎 総合保健福祉センター	新庁舎 総合保健福祉センター
• これまでの「医療・福祉拠点」の方針・体制が継続されない。 • 庁舎分散の課題が解決される。	• これまでの「医療・福祉拠点」の役割は継続される。 • 一部の行政機能が分散したままで、庁舎分散の課題が解決されない。	• これまでの「医療・福祉拠点」の役割は継続される。 • 庁舎分散の課題が解決される。

18



集約によるコスト削減のメリットはありますか？

事務局

- ▶ **総合保健福祉センターも大規模改修が必要になります。**
 - 同センターは2001(平成13)年の建設です。
 - 2031年(新庁舎開庁時)には築30年となり、大規模改修の時期を迎えます。
- ▶ **同センターのスペースを利活用することで、新庁舎のコストを削減していきます。**
 - 多くの市民の利用がある健診スペースを現行どおり使用する(新庁舎には設けない) など

19



せっきくの社会福祉協議会との連携関係はどうなりますか？

事務局

- ▶ **社会福祉協議会(社協)と行政とが同居する体制は全国的に見て珍しいです。**
 - 市民はきめ細かなサービスを受けることができ、担当職員も連携がスムーズで効率良い体制です。
- ▶ **しかし、社協と行政の役割が曖昧になりやすくなっています。**
- ▶ **新庁舎に行政機能を集約することで、それぞれの役割が明確になります。**
 - これまでどおり社協との緊密な連携は堅持します。

20

総合環境センター

21



総合環境センターは、どうなりますか？

事務局

- ▶ 現状は部門内での連携はスムーズですが、他部門とはやや非効率です。
- ▶ 今後の溶融処理施設の更新如何によります。
 - 溶融処理施設の更新予定
 - 稼動終了予定：2030(令和12)年3月
 - 更新パターン「広域処理」「単独」
 - 設計段階までには最終的な結論を出します。
 - 基本計画では、新庁舎に必要な執務室の床面積を確保しておきます。

22